

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	2 3 4 5	受 理 年 月 日	令 和 6 年 11 月 12 日
件 名	福祉職員の賃金及び配置基準の引上げの要請		
要 旨	<p>保育や介護などの福祉職場の多くは、慢性的な職員不足に陥っている。人が人を支える福祉職場において職員不足は、利用者と職員双方の人権を侵害する原因となっている。一人の職員が対応する利用者や子供の人数が多く目が行き届かない、午睡中の呼吸チェックができない、食事介助中に喉に詰まらせる、排せつ介助やおむつ交換に時間が掛かる、入浴介助者がいないのでお風呂に入れてあげられない、ワンオペ夜勤で転倒・転落が起きてしまうなど、利用者や子供の安全確保と人権保障が困難な状況になっている。</p> <p>働く環境は、休憩が取れない、有給休暇が取れない、不払残業や持帰り残業があるなど、労働基準法が守られていない。仕事と子育て・家事の両立ができないほど、長時間過密労働になっている。また、政府は処遇改善策を講じてきたと言うものの、福祉職員の賃金水準は国の調査でも、全産業平均より月額7から8万円も低く、命を預かり、人権を守る仕事をしているにもかかわらず、社会的地位は低いままである。多くの職員は誇りとやりがいを持って仕事をしているが、長く働くことに不安を抱えている。</p> <p>この状況を改善するためには、法令に基づきこれを下回ってはならないという強制力が伴う最低賃金を、全国一律で今すぐ1,500円以上にすることが必要である。さらに、労働時間の短縮を図るためには、1,700円以上が必要である。福祉分野は、政府が公的価格を引き上げることで、事業所に人件費を保障すれば、全国一律最低賃金制度の実現を待たずに賃金水準を上げることができる。</p> <p>利用者も、職員も、その家族も、個人として尊重され、誰もが犠牲にならない権利が保障されるべきである。</p> <p>ついては、憲法第25条に基づいて、国民の権利が保障され、国が福祉増進に関わる責任を果たすよう、以下について地方自治法第99条に基づいて、政府への意見書を提出することを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域・雇用形態・労働時間に関係なく、全ての福祉職員に時間単価1,700円以上、フルタイムで年収300万円以上の賃金を保障する制度を作ること。 2 利用者の処遇向上と福祉職員の休憩・休暇・事務時間が保障できるように、職員配置基準を引き上げ、常勤職員を増やすこと。 		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	環 境 福 祉 委 員 会		